

聖籠町補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第八号

聖籠町補助金等交付規則の一部を改正する規則

聖籠町補助金等交付規則（昭和五十四年規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（財産の処分の制限）

第十三条 補助金等の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付を受けた者がその補助金等の全部に相当する金額を町に納付した場合又は町長が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める年数）を勘案して定めた期間を経過した場合は、この限りではない。

一 不動産

二 車両

三 前二号に掲げるものの従物

四 機械及び重要な器具等に類するもの

五 その他町長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

（状況調査等）

第十四条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第二項の規定による措置をとることができる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。